

鳥取版河川・道路等ボランティア事業

資料No 10

種 別	参画型ボランティア促進事業		協働型ボランティア促進事業		スーパージョランティア支援事業	
	項 目					
交付金等	上限	(奨励金)10万円/年	(交付金)40万円/年	(維持管理交付金) 河川・道路・公園・港湾 40円/m ² 植樹柵 500円/m ² 歩道除雪 10円/m	(維持管理交付金) 60万円/年	(簡易な施設設置交付金) 50万円/団体・2カ年
	単価	【活動奨励金】 奨励金 100円/人・時間 草刈機経費 100円/台・時間	【維持管理交付金】 河川・道路・公園・港湾 40円/m ² 植樹柵 500円/m ² 歩道除雪 10円/m	【維持管理交付金】 河川・道路・公園及び港湾 40円/m ² 植樹柵 500円/m ²	【支援内容(例)】 団体活動広報、活動表彰制度導入、市町村単位で団体交流会開催 フォーラムの開催 など	【簡易な施設設置交付金】 設置する施設に係る以下の費用助成 (原材料費、消耗品費、燃料費、使用料)
市町村との連携	場所	県管理の土木施設	県管理の土木施設	一定区間を団体へ委託して維持管理活動を実施 (伐開・植栽管理・歩道除雪)	公共空間を活用した地域づくりや賑わい創出を目的とした維持管理 (イベント等の開催)	県管理の土木施設
	規模	任意の規模	道路0.5km 河川0.2ha 植栽柵50m ² 以上	【一定規模以上】	利活用を行う範囲	利活用を行う範囲
協定	作業回数	不定期	協定により決定	団体、県	可能な範囲での支援を連携して行う	団体、県、市町村
	期間	-	単年ごと	複数年(2~3年)	通年	通年

鳥取県土木施設愛護ボランティア活動における注意事項

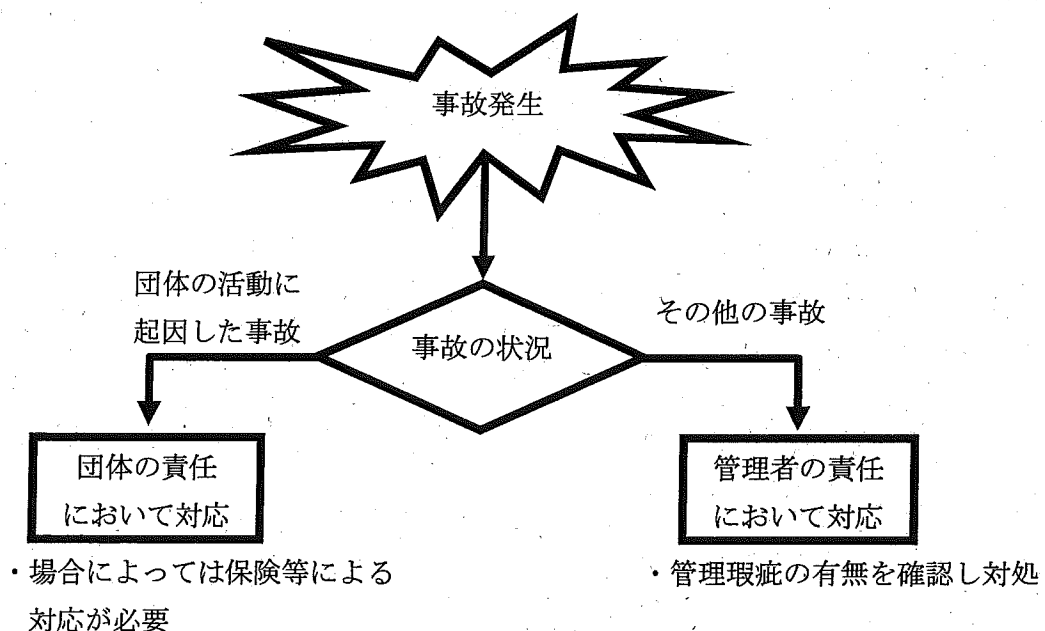
これまで、土木施設愛護ボランティア活動中に大事故などが発生したという事案は発生していませんが、凸凹した河川内での作業や草刈り機の使用など、作業には危険があります。

そこで、参画型ボランティア活動については、ボランティア等の活動に対する保険などに未加入の団体に対して、県が一括して保険に加入することとしています。協働型ボランティア及びスーパーボランティアについては、県は保険に加入を行っていません。

協働型ボランティア及びスーパーボランティアは、その活動場所について協定を結び維持管理をお願いしていますが、陥没による事故など施設の管理瑕疵による事故は、全て管理者（県）の責任となります。

しかし、各団体の活動に起因した事故については、その団体の責任となりますので、万が一の時に備え、ボランティア保険に加入することとしてください。

●協働型ボランティア及びスーパーボランティアにおける事故の責任について



※活動中等に発見した施設の異常は管理者に報告をお願いします。